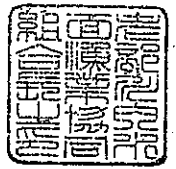


老部川内水面漁業協同組合内共第39号第5種共同漁業権遊漁規則



(目的)

第1条 この規則は、老部川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第39号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（やまめ、いわな、うぐい、あゆをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内で、手釣、竿釣の漁具漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ第7条1項に規定する遊漁料を納付し承認を受けなければならない。

(漁具・漁法の制限)

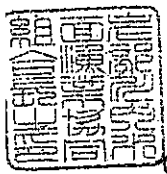
第3条 当該漁業権の対象となっている水産動物を採捕する場合は、まき餌を使用してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
やまめ	5月 1日から9月30日まで
いわな	5月 1日から9月30日まで
うぐい	5月 1日から9月30日まで
あゆ	7月 1日から9月30日まで

2 遊漁の時間は、日の出より日没までとする。



(禁止区域及び期間)

第5条 前条第1項の規定による期間であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
保護水面の区域	1月1日 から 12月31日まで
東通村大字白糠字銅屋25番地地内李沢右岸及び左岸に設置した標柱を結ぶ線(保護水面の下流端)から下流の東通村大字白糠字家の上72番地地内老部川右岸及び東通村大字白糠字銅屋23番地5地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線までの間の李沢及び老部川の区域。ただし、李沢との合流点より上流の老部川を除く。	5月1日 から 5月31日まで
東通村大字白糠字家の上72番地地内老部川右岸及び東通村大字白糠字銅屋23番地5地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線から下流の老部橋上流端までの間の老部川の区域。	5月1日 から 7月10日まで
老部橋上流端から河口までの間の老部川の区域。	1月1日 から 12月31日まで

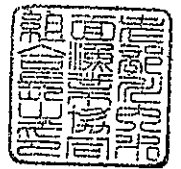
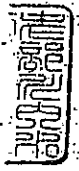
(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ	15cm
いわな	15cm
うぐい	10cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、この場合において遊漁者が



未就学の幼児の場合は無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、20円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
やまめ	手釣・竿釣	1日 400円 1年 1,500円
いわな	〃	
うぐい	〃	
あゆ	〃	

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所でしなければならない。
ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 下北郡東通村大字白糠字老部59-2
老部川内水面漁業協同組合事務所
- (2) 下北郡東通村大字白糠字老部22
坂本燃料
- (3) 下北郡東通村大字白糠字前田9の9
小川商店
- (4) 下北郡東通村大字白糠字前田8の1
昆商店
- (5) その他組合で指定した発行所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合組合連合会が発行する県内共通遊漁証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の



規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊漁料
全 魚 種	あゆ、やまめ、いわな、 にじます、ひめます（蔦 沼のみ）、うぐい、こい、 ふな、うなぎ	手 釣 り 竿 釣 り	10,000円
溪 流 魚	やまめ、いわな、にじま す、ひめます（蔦沼のみ） うぐい、こい、ふな、う なぎ	手 釣 り 竿 釣 り	5,000円

2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県三戸郡三戸町大字八日町27

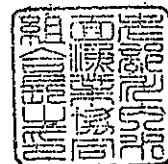
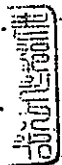
青森県内水面漁業協同組合連合会

- 3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式第3号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域内において川底を攪はんしてはならない。



5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。



様式 第1号

遊 漁 承 認 証



(表)

(裏)

遊 漁 承 認 証 NO _____

下記のとおり遊漁を承認します。

遊 漁 者	(住所)		
	(氏名)	(年令)	

承認期間 _____

魚 種 _____

漁具・漁法 _____

遊 漁 料 _____

発 行 者 老部川内水面漁業協同組合 ㊤

注 意 事 項

1. (8条の2、9条その他)
2.
3.
-
-
-
-

・ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

様式 第2号 漁 場 監 視 員 証

(表)

(裏)

漁 場 監 視 員 証 NO _____

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

(氏名)	(年令)
(住所)	

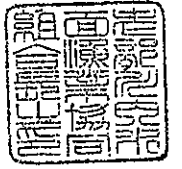
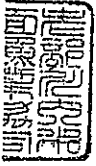
有効期間 _____

発 行 者 _____

老部川内水面漁業協同組合 ㊤

注 意 事 項

1. (10条、11条その他)
2.
3.
-
-
-



様式 第3号

第9条第3項に規定する遊漁承認証

県内共通遊漁承認証

No

遊 漁 者	住所
写 真	氏名
	年令
	有効期間 年月日～年月日
	魚種
	遊漁料
	交付年月日

青森県三戸郡三戸町大字八日町27

青森県内水面漁業協同組合連合会 印

老部川内水面漁業協同組合内共第39号（老部川）第5種共同漁業権遊漁規則変更内容

この規則の第5条の期間について、下記のとおり変更する。

[現行]

(禁止区域及び期間)

第5条 前条第1項の規定による期間であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
保護水面の区域	1月1日から12月31日まで
東通村大字白糠字銅屋25番地地内李沢右岸及び左岸に設置した標柱を結ぶ線（保護水面の下流端）から下流の東通村大字白糠字家の上72番地地内老部川右岸及び東通村大字白糠字銅屋23番地5地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線までの間の李沢及び老部川の区域。ただし、李沢との合流点より上流の老部川を除く。	5月1日から5月31日まで
東通村大字白糠字家の上72番地地内老部川右岸及び東通村大字白糠字銅屋23番地5地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線から下流の老部橋上流端までの間の老部川の区域。	5月1日から7月10日まで
老部橋上流端から河口までの間の老部川の区域。	1月1日から12月31日まで

[変更後]

(禁止区域及び期間)

第5条 前条第1項の規定による期間であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
保護水面の区域	1月1日から12月31日まで
東通村大字白糠字銅屋25番地地内李沢右岸及び左岸に設置した標柱を結ぶ線（保護水面の下流端）から下流の東通村大字白糠字家の上72番地地内老部川右岸及び東通村大字白糠字銅屋23番地5地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線までの間の李沢及び老部川の区域。ただし、李沢との合流点より上流の老部川を除く。	5月1日から5月31日まで
東通村大字白糠字家の上72番地地内老部川右岸及び東通村大字白糠字銅屋23番地5地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線から下流の老部橋上流端までの間の老部川の区域。	5月1日から9月30日まで
老部橋上流端から河口までの間の老部川の区域。	1月1日から12月31日まで

老部川内水面漁業協同組合内共第39号第5種共同漁業権遊漁規則の変更に係る新旧対照表

新		旧	
(省 略)		(省 略)	
(県内共通遊漁承認証に関する事項)		(県内共通遊漁承認証に関する事項)	
第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。		第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。	
遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊漁料
全 魚 種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鰯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手 釣 り 竿 釣 り	15,000円 10,000円
渓 流 魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鰯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手 釣 り 竿 釣 り	8,000円 5,000円
(省 略)		(省 略)	